

令和3年度

第10回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉県農業委員会総会議事録

令和4年1月13日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和3年度第10回千葉県農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	6件
議案第2号	農地法第3条の規定に係る買受適格証明願について	3件
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について	8件
議案第5号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について	1件
議案第6号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	1件
議案第7号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について （一時転用）	1件
議案第8号	千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について	10件
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	8件
報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	19件
報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	49件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	2件
報告第5号	農地法第3条の規定による許可処分の取消願について	3件
報告第6号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	11件
報告第7号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	3件

<出席委員> (17名)

1番	小川友安	2番	浅川政明
3番	深谷耕司	4番	齊藤元治
5番	清宮惠理子	6番	梶本泉
7番	長谷川秀明	8番	横山清亮
9番	長谷部衡平	10番	中村浩道
11番	秋庭重樹	12番	佐々木貴史
13番	猪野桃夫	14番	齊藤憲次
15番	石井一也	16番	市原律子
17番	高橋芳和		

<事務局説明員>

事務局長	表谷拓郎	次長	圓城寺英樹
次長補佐	齋藤聡子	農地活用班長	中村健一
農地保全班長	原田賢一	農地審査班長	高山智裕
農地指導班長	長谷川隆之		

開 会 （ 午前10時00分 ）

議長
(長谷部会長)

ただいまより、令和3年度第10回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。

本日の出席委員は、17人中17人で総会は成立しております。

それでは、議事に入ります。

はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号 6番 梶本 泉 委員

議席番号 7番 長谷川 秀明 委員

のご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第1班
(佐々木班長)

ご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

はじめに第1項です。

お手元の資料1ページから6ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります東京都千代田区に本店の所在する法人が、義務者であります千葉県成田市に本店の所在する法人が破産したため、同法人が所有する緑区平山町の農地を、経営規模

拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、トマトを予定しております。

つぎに第2項です。

本案件は、第3項と一体案件となりますので、一括してご説明いたします。

お手元の資料7ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区千城台西1丁目に在住の方が、義務者であります若葉区都賀2丁目に在住の方及び若葉区小倉町に在住の方が所有する若葉区貝塚町の農地を、経営規模拡大のため、賃借権の設定および所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、オリーブ、大根を予定しております。

議案書2ページをご覧ください。

つぎに第4項です。

お手元の資料8ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区更科町に在住の方が、義務者であります若葉区更科町に在住の方が所有する若葉区更科町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、ブルーベリーを予定しております。

議案書3ページをご覧ください。

つぎに第5項です。

お手元の資料9ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区和泉町に在住の方が、義務者であります若葉区和泉町に在住の方が所有する若葉区和泉町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。

次の第6項は議案第6号第1項と併せてご説明いたします。

事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。

議場

—— 質問・意見等なし ——

議長
(長谷部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

事前審査第1班班長の説明のとおり、第6項を除き許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

—— 挙手 ——

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第1号は、第6項を除き許可と決定いたします。</p>
<p>事前審査第1班 (佐々木班長)</p>	<p>次に、議案第2号「農地法第3条の規定に係る買受適格証明願について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第1班班長、ご説明願います。</p> <p>ご説明いたします。</p> <p>議案書4ページと5ページをご覧ください。</p> <p>議案第2号の申請地は、千葉地方裁判所の競売対象物件として、令和4年1月19日から26日に入札が行われる農地です。</p> <p>この入札参加者は、農地法の規定による許可の見込みがあるという、買受適格証明書の交付を受けている必要があります。</p> <p>また、買受適格証明書を交付された者が落札人となり、改めて農地法第3条の許可申請がされた場合、買受適格証明書の交付時と申請内容が異ならなければ、速やかに許可指令書を交付することになります。</p> <p>従いまして、買受適格証明書の交付及び落札後の許可指令書の交付を合わせて審議願うものです。</p> <p>それでは、申請内容についてご説明いたします。</p> <p>また、第1項及び第2項については、面接を実施いたしましたので併せて、ご説明いたします。</p> <p>議案書の4ページをご覧ください。</p> <p>はじめに第1項です。</p> <p>お手元の資料10ページから11ページをご参照ください。</p>

本案件は、権利者であります千葉県大網白里市に在住する方が、緑区大木戸町の農地を、経営規模拡大、本市においては新規参入のため入札に参加しようとするものです。

面接した権利者によりますと、現在、大網白里市で落花生、ブルーベリー、蜜源植物としてヘアリーベッチ、そばを栽培しております。

将来においては、規模拡大を視野に入れて取り組みたいとのことです。

申請地の取得後の作目は、蜜源植物としてみかん及びヘアリーベッチを栽培し、養蜂を行う予定とのことです。

つぎに第2項です。

お手元の資料10ページと12ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります千葉県山武市に在住する方が、第1項と同じ申請地を、経営規模拡大、本市においては新規参入のため入札に参加しようとするものです。

面接した権利者によりますと、現在、茂原市でスイカ、トマト、トウモロコシ、そら豆を栽培しております。

申請地の取得後の作目は、スイカを予定しております。

議案書の5ページをご覧ください。

次に第3項です。

お手元の資料10ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区大木戸町に在住する方が、第1項と同じ申請地を、経営規模拡大のため入札に参加しようとするものです。

	<p>申請地の取得後の作目は、植木を予定しております。</p> <p>事前審査第1班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、買受適格証明書の交付につきましては承認相当とし、申請者が落札人となり同一内容の許可申請書が提出された場合は、許可相当と意見決定しました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等ございますか。</p>
<p>横山委員</p>	<p>第1項についてですが、養蜂のためにみかん等を栽培するということですが、営農計画書にはその生産経費が計上されていません。みかん等の栽培は、営農計画の対象ではないのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>養蜂と蜜源植物であるみかん等の栽培のいずれについても、営農計画の対象とすべきものであり、今後は、対象となる作目全てを記載する内容とします。</p>
<p>長谷部会長</p>	<p>第3項について、取得後の作目が植木ということですが、農地法による農地取得後の作目としては認められないのではないのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>肥培管理されている植木の苗木を作付けするのであれば、問題ありません。</p>

長谷部会長	<p>今後は、正確を期すため、苗木と明示していただきたい。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、買受適格証明書の交付については、承認とし、申請者が落札人となり、同一内容の許可申請書を提出した場合は、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議長	<p style="text-align: center;">———— 挙手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員ですので、議案第2号は、買受適格証明書の交付については承認とし、申請者が落札人となり同一内容の許可申請書を提出した場合は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>それでは、事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第1班 (佐々木班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案第3号ですが、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明します。</p> <p>議案書の6ページをご覧ください。</p> <p>第1項です。</p> <p>お手元の資料は13ページから16ページをご参照ください。</p>

資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。

本案件は、観光農園用駐車場用地とするものです。

申請土地は、J R 鎌取駅から西に約 2. 1 キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断しました。

第1種農地は原則転用不可とされておりますが、本件は、農地法施行令第4条第2号イに規定する農業用施設に該当するため、第1種農地の例外として認められるものです。

現況は休耕地で、周辺は農地が広がっています。

被害防除は、土留めを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

事前審査第1班としましては、農地法上の許可基準である、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。

議長
(長谷部会長)

議場

——— 質問・意見等なし ———

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第3号について許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 挙手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第3号については、許可と決定いたします。</p>
<p>事前審査第1班 (佐々木班長)</p>	<p>次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。</p> <p>ご説明いたします。 議案第4号ですが、第1項から第7項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。</p> <p>議案書7ページをご覧ください。 はじめに第1項です。 本案件は議案第5号第1項と一体案件ですので、議案第5号第1項のときに一括して説明いたします。</p> <p>議案書8ページをご覧ください。 次に第2項です。 本案件は、次の第3項と一体案件ですので、一括してご説明いた</p>

します。

お手元の資料 24 ページから 27 ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。

本案件は、駐車場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉北インターから北東に約 1.6 キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から 500 メートル以内の農地で、10 ヘクタール未満の広がりであることから、第 2 種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅、事業所が混在しております。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

議案書の 9 ページをご覧ください。

つぎに第 4 項です。

お手元の資料 28 ページから 31 ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。

本案件は、建売分譲住宅用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、JR 幕張駅から北東に約 800 メートルに位置する農地です。

農地区分は、水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から 500 メートル以内に税務署と中学校があることから

第3種農地と判断しました。

現況は畑で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設にて処理後、オーバーフロー分を側溝へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

つぎに第5項です。

本案件は、次の第6項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

お手元の資料32ページから35ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。

本案件は、資材置場用地とするため、賃借権の設定をするものです。

申請土地は、千葉北インターチェンジから北西に約2.3キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と事業所が混在しております。

被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

議案書の10ページをご覧ください。

第7項です。

お手元の資料36ページから39ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。

本案件は、資材置場および駐車場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、松ヶ丘インターチェンジから東に約900メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

議案書の11ページをご覧ください。

第8項です。

お手元の資料40ページから41ページをご参照ください。

資料は位置図、残高証明書を添付しております。

本案件は、駐車場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、松ヶ丘インターチェンジから北東に約4キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資のっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

	<p>被害防除については、緩衝帯を設け、土砂の流出を防止します。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>事前審査第1班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。</p>
<p>清宮委員</p>	<p>第5項及び第6項について、資料に、「申請地内南側の2分の1は転圧後は土のままとし、段ボールなどの置場として使用する。」、「段ボールは防水シートで覆うなどし、格納用倉庫などは建築しない。」旨の記載がありますが、このような保管方法で、段ボールの再生利用に支障が生じないのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>再生利用に支障が生じない保管方法とするよう、指導します。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第4号について第1項を除き、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p style="text-align: center;">——— 挙手 ———</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第4号については第1項を除き、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第1班班長、説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第1班 (佐々木班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書12ページをご覧ください。</p> <p>第1項です。</p> <p>本件は、議案第4号第1項と一体案件ですので一括してご説明いたします。</p> <p>お手元の資料17ページから23ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、承継者の残高証明書、当初事業計画者の貸借対照表および損益計算書を添付しております。</p> <p>本件は、令和2年7月に開催された第4回総会において、農地法第5条に基づく許可をした事業につき、計画変更承認申請が提出されたものです。</p> <p>事業者等が変更となるため、計画変更承認申請とともに、農地法第5条の規定による許可申請も行うものです。これは、農地転用が完了していない農地を事業承継者である権利者に所有権を移転するためには、農地法第5条に基づく許可が必要であるためです。</p> <p>計画変更承認申請の理由ですが、</p>

職員の相次ぐ不幸やコロナウイルス感染拡大により、当初計画者が手掛ける事業が工事延期、停止等になることが相次ぎ、売掛金等の収入のめどがたたず、予定していた資金調達も難しくなり、造成完了後の住宅建設に着手できない状態となったので、申請事業を承継してくれる事業者を探し、確保したため、計画を変更して事業を承継したい、というものです。

申請土地は、千葉市立源小学校から北西に約200メートルに位置する農地で、当初計画面積4,373平方メートルが、造成、分筆等を行ったことにより、4,372.17平方メートルに変更となります。

農地区分は、下水道管、ガス管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に小学校と中学校があることから第3種農地と判断しました。

現況は造成中であり、周辺は農地と住宅、事業所が混在しております。

権利者および事業承継者は、東京都西東京市に本店の所在する不動産業を営む法人で、義務者及び当初事業計画者は、千葉県佐倉市に本店の所在する、宅地開発事業を営む法人です。

転用の目的は、千葉都市モノレール動物公園駅から近く、利便性の良い申請地を特定建築条件付売買予定地としたいというもので、当初計画の建売分譲住宅用地から変更となります。

所要金額は、4億3,309万6千円で、当初計画の2億500万円より2億2,809万6千円増加し、権利者はこれを自己資金により賄う予定です。

被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は汚水管に接続し、雨水は貯留施設にて処理後、雨水管へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、許可済みです。

事前審査第1班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可及び承認相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

事前審査第1班班長の説明のとおり、許可及び承認することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第4号第1項は許可、議案第5号は承認と決定いたします。

次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」及び関連案件である議案第1号第6項を上程いたします。

事前審査第1班 (佐々木班長)	<p>事前審査第1班班長、ご説明願います。</p> <p>議案書の13ページをご覧ください。 第1項です。</p> <p>併せて、資料の42ページから44ページの位置図、公図、土地利用計画図をご覧ください。</p> <p>本件は、木更津市に所在を置く法人が、東京都中央区日本橋に所在を置く法人が所有する緑区越智町の畑2筆において、既存の営農型太陽光発電設備用地に係る一時転用許可の再取得（期間の更新）をするものです。</p> <p>また、関連案件として議案第1号第6項において、営農型太陽光発電施設用地の上空部分に設定する区分地上権の更新についても、併せて、ご審議いただくものです。</p> <p>施設の概要としましては、 パネルの設置面積1,906.50平方メートルです。 農地に接地する面積16.29平方メートルです。 発電出力は143キロワットです。 一時転用期間は、令和4年2月1日から令和7年1月31日です。</p> <p>また、申請土地の下部の農地での営農作目はヒサカキです。 事前審査第1班といたしましては、特に問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。</p>
--------------------	---

議長 (長谷部会長)	ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。
横山委員	これまでの営農実績について教えてください。
事務局	実績はありません。当初許可は平成30年、工事完了は令和2年でした。営農計画によれば、令和5年4月から10月ぐらいに1回目の収穫を行う予定となっています。ただ、現在行っているポット苗による栽培では生育が思わしくないため、直植えへの変更を検討しているとのことですので、収穫時期が遅れる可能性があります。
清宮委員	耕作者は変わらないという理解で良いでしょうか。
事務局	変わりません。当初許可時においては、耕作者は個人でした。その後、耕作者の変更があり、以降は、義務者である法人が耕作しています。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	——— 挙手 ———
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第6号は、許可と決定いたします。

事前審査第1班 (佐々木班長)	<p>次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について（一時転用）」を上程いたします。</p> <p>事前審査第1班班長、ご説明願います。</p> <p>説明いたします。</p> <p>議案書の14ページをご覧ください。</p> <p>第1項です。</p> <p>資料45ページから47ページの位置図、公図、土地利用計画図をご覧ください。</p> <p>本件は、備考欄記載のように、当初、平成29年1月31日付で一時転用許可し、その後、令和2年1月21日付で「事業計画の変更」があり事業期間の変更が承認された案件に係るものです。</p> <p>花見川区朝日ヶ丘に所在を置く法人が、花見川区畑町の畑1筆、計1,367平方メートルについて、「ドローン飛行練習場用地」として利用したいとして、令和4年1月31日までの期間で一時転用し利用しているものです。</p> <p>事業期間の変更理由としましては、「恒久転用が可能な代替地を探していたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い自粛活動が断続的に続き、いまだ見つからないため、転用期間を令和5年1月31日まで延長し代替地を確保したい」というものです。</p> <p>なお、当初の許可期間3年を超えない範囲の事業期間の延長については認められております。</p> <p>事前審査第1班といたしましては、特に問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
--------------------	---

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。</p>
<p>齊藤（憲）委員</p>	<p>本件は、当初計画では令和4年1月31日までであった一時転用期間を令和5年1月31日まで延長するものですが、令和5年1月31日までに代替地が確保できなかった場合、また延長することは可能なのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>一時転用の期間は3年で、延長については、当初の許可期間3年を超えない範囲とされておりますので、最大で6年が原則です。それ以上の延長については、やむを得ない事情と認められるか否かについて、県とも相談の上、個別に判断することとなります。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>他に質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p style="text-align: center;">——— 挙手 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第7号は、許可と決定いたします。 次に、議案第8号「千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたしますが、第1項から第3項については、農業委員会等に関する法律第31条により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができない旨規定されていることから、関係委員にご退室</p>

<p>議場</p>	<p>いただいた上で、審議、採決します。</p> <p>それでは、第1項から第3項の関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">——— 関係委員退室 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>それでは初めに、第1項から第3項について、事前審査第1班、説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第1班 (橋本委員)</p>	<p>ご説明いたします。議案書の15ページをご覧ください。</p> <p>本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。</p> <p>第1項から16ページの第3項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>若葉区下泉町在住の方、他3名が所有する同区富田町の田6筆、合計面積7,704平方メートルを、同区下田町在住の農家の方に、所有権を移転するもので、権利者の作付品目は「水稻」です。</p> <p>本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。</p> <p>事前審査第1班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 質問・意見等なし ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第1班の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 挙 手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、第1項から第3項については、原案どおり決定といたします。 それでは、関係委員にご入室いただきます。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 関係委員入室 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>それでは次に、第4項から第10項について、事前審査第1班班長、説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第1班 (佐々木班長)</p>	<p>本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。 議案書の16ページをご覧ください。 第4項から17ページの第5項は、権利者が同一のため一括し</p>

て説明します。

富里市立沢所在の農地所有適格法人が、若葉区中野町在住の方、他1名が所有する、同町、緑区高田町の畑2筆、合計面積3,181平方メートルに賃借権または使用貸借権を新たに設定するもので、設定期間は3年、権利者の作付け品目は、「小松菜」です。

第6項は、緑区東山科町在住の農家の方が、同区平山町在住の方、3名が所有する同区東山科町の畑4筆、合計面積16,563平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は3年、権利者の作付品目は「すいか、落花生、大根」です。

議案書の18ページをご覧ください。

第7項は、緑区土気町所在の農地所有適格法人が、同区平山町在住の方、3名が所有する同町の田3筆、合計面積4,864平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「水稻」です。

議案書の19ページをご覧ください。

第8項は、花見川区大日町在住の農家の方が、稲毛区長沼原町在住の方が所有する同町の畑12筆、合計面積9,522平方メートルに使用貸借権を再設定または新たに設定するもので、設定期間は3年、権利者の作付品目は「牧草」で、自身が経営する酪農に供するものです。

議案書の20ページをご覧ください。

第9項から第10項は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件で、一括方式です。

権利者が同一のため一括して説明します。

	<p>若葉区谷当町在住の農家の方が、同町在住の方、他1名が所有する同町、同区下田町の田3筆、合計面積4,568平方メートルに賃借権を新規または再設定するもので、権利者の作付品目は「水稻」です。</p> <p>第1項から第10項までの合計面積は、46,402平方メートルです。</p> <p>本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。</p> <p>事前審査第1班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p>
<p>深谷委員</p>	<p>第8項について、権利者は、花見川区大日町に住所を有する酪農家で、稲毛区長沼原町にある申請土地で、牧草を作付けすることですが、酪農経営はどこで行っているのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>花見川区大日町で行っています。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>他に質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、決定することに賛成の</p>

議場	<p>方は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">—— 挙 手 ——</p>
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、第4項から第10項についても、原案どおり決定といたします。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>以上で審議案件は終了しましたので、報告案件について、第1号から第7号までを一括して上程いたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>報告案件についてご説明いたします。</p> <p>議案書の22ページをご覧ください。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出については、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、議案書の23ページまでに8件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の24ページをご覧ください。</p> <p>報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出については、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の26ページまでに19件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の27ページをご覧ください。</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、土地所有者以外の者が、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の33ページまでに49件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p>

議案書の34ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知については、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について、農業委員会に通知するもので、2件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。

議案書の35ページをご覧ください。

報告第5号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願については、許可処分を受けた当事者が、当該許可処分の取消を受けようとするもので、議案書の36ページまでに3件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、取消許可指令書を交付いたしました。

議案書の37ページをご覧ください。

報告第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答については、11件ございました。申請地の現況について、農地であるか非農地であるか、法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも内容については記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

議案書の38ページをご覧ください。

報告第7号 千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）は、3件ございました。内容につきましては、11月の総会で審議されたもので、12月16日に千葉県農業会議より許可相当との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

ありがとうございました。

議長
(長谷部会長)

ただいまの報告第1号から第7号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

清宮委員

報告第1号の第3項及び第4項について、届出を受理したのは、各対象農地の6分の1の持ち分についてということですが、残りの持ち分については、別途届出があるということでしょうか。

事務局	<p>被相続人は、6分の1の持ち分を有する方でしたので、残りの持ち分について、相続は発生していません。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>他に質問、意見等無いようです。</p> <p>これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。</p> <p>以上をもちまして、令和3年度第10回千葉県農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">閉 会 (午前11時00分)</p>